

マイナンバー制度と住民基本台帳制度について



マイナちゃん

令和3年1月22日
総務省自治行政局住民制度課



マイキーくん

マイナンバーカードの普及の全体スケジュールについて

マイナンバーカードの普及に係る菅内閣総理大臣ご発言

- マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善WG（令和2年9月25日）（抜粋）
⇒ 今から2年半後の令和4年度末には、ほぼ全国民に行き渡ることを目指し、普及策を加速してまいります。
- 第203回国会における菅内閣総理大臣所信表明演説（令和2年10月26日）（抜粋）
⇒ マイナンバーカードについては、今後二年半のうちにほぼ全国民に行き渡ることを目指し、来年三月から保険証とマイナンバーカードの一体化を始め、運転免許証のデジタル化も進めます。
- 第204回国会における菅内閣総理大臣施政方針演説（令和3年1月18日）（抜粋）
⇒ マイナンバーカードの普及のため、マイナポイントの期限も半年間延長します。この三月には健康保険証との一体化をスタートし、四年後には運転免許証との一体化を開始します。

全体スケジュール

マイナンバーカード交付枚数(想定)			マイナンバーカードの健康保険証としての医療機関等の利用環境整備(抜粋)	
2020年7月末	3000～4000万枚	マイナンバーカードを活用した消費活性化策に向けて	2020年8月	詳細な仕様の確定、各ベンダのソフト開発を受け、医療機関等におけるシステム整備開始
2021年3月末	6000～7000万枚	健康保険証利用の運用開始時	2021年3月末	健康保険証利用の本格運用 医療機関等の6割程度での導入を目指す
2022年3月末	9000～10000万枚	医療機関等のシステム改修概成見込み時	2022年3月末	2022年診療報酬改定に伴うシステム改修時 医療機関等の9割程度での導入を目指す
2023年3月末	ほとんどの住民がカードを保有		2023年3月末	概ね全ての医療機関等での導入を目指す

マイナンバーカードの交付状況 (令和3年1月1日現在)

1 団体区分別

区分	人口 (R2.1.1時点)	交付枚数 (R3.1.1時点)	人口に対する交付枚数率
全国	127,138,033	30,765,617	24.2%
特別区	9,570,609	2,782,394	29.1%
政令指定都市	27,540,108	7,084,320	25.7%
市(政令指定都市を除く)	79,244,110	18,671,412	23.6%
町村	10,783,206	2,227,491	20.7%

2 区分別交付率上位10位

【特別区・市】

団体名	人口 (R2.1.1時点)	交付枚数 (R3.1.1時点)	人口に対する 交付枚数率
石川県加賀市	66,350	34,950	52.7%
宮崎県都城市	164,506	82,881	50.4%
兵庫県三田市	111,934	43,713	39.1%
奈良県橿原市	121,736	45,817	37.6%
鹿児島県西之表市	15,176	5,579	36.8%
三重県いなべ市	45,713	16,681	36.5%
東京都中央区	168,361	61,374	36.5%
奈良県生駒市	119,483	43,424	36.3%
東京都港区	260,379	92,867	35.7%
北海道千歳市	97,552	34,262	35.1%

【町村】

団体名	人口 (R2.1.1時点)	交付枚数 (R3.1.1時点)	人口に対する 交付枚数率
新潟県粟島浦村	340	249	73.2%
大分県姫島村	1,991	1,075	54.0%
静岡県西伊豆町	7,741	4,001	51.7%
長野県南牧村	3,113	1,473	47.3%
茨城県五霞町	8,512	4,027	47.3%
奈良県曾爾村	1,427	614	43.0%
福島県富岡町	12,728	5,400	42.4%
鹿児島県屋久島町	12,334	5,196	42.1%
鹿児島県中種子町	7,924	3,163	39.9%
沖縄県伊是名村	1,408	545	38.7%

マイナンバーカードの都道府県別交付枚数等について

都道府県一覧(令和3年1月1日時点)

順位	都道府県名	総数(人口) 【R2.1.1時点】	交付枚数 【R3.1.1時点】	人口に対する 交付枚数率
1	宮崎県	1,095,903	358,411	32.7%
2	東京都	13,834,925	3,945,964	28.5%
3	奈良県	1,353,837	385,025	28.4%
4	兵庫県	5,549,568	1,542,884	27.8%
5	神奈川県	9,209,442	2,464,124	26.8%
6	滋賀県	1,420,948	373,016	26.3%
7	大阪府	8,849,635	2,305,743	26.1%
8	長崎県	1,350,769	338,477	25.1%
9	山口県	1,369,882	342,400	25.0%
9	千葉県	6,319,772	1,577,748	25.0%
11	京都府	2,545,899	632,864	24.9%
12	熊本県	1,769,880	430,940	24.3%
13	広島県	2,826,858	682,046	24.1%
14	徳島県	742,505	177,689	23.9%
14	静岡県	3,708,556	885,990	23.9%
16	福岡県	5,129,841	1,210,086	23.6%
16	石川県	1,139,612	268,698	23.6%
18	埼玉県	7,390,054	1,730,648	23.4%
18	大分県	1,151,229	269,337	23.4%
20	茨城県	2,921,436	681,076	23.3%
21	三重県	1,813,859	420,808	23.2%
22	宮城県	2,292,385	529,672	23.1%
23	愛知県	7,575,530	1,741,989	23.0%
23	島根県	679,324	155,946	23.0%

順位	都道府県名	総数(人口) 【R2.1.1時点】	交付枚数 【R3.1.1時点】	人口に対する 交付枚数率
25	佐賀県	823,810	187,964	22.8%
25	香川県	981,280	223,876	22.8%
27	富山県	1,055,999	240,027	22.7%
28	鳥取県	561,175	125,623	22.4%
29	鹿児島県	1,630,146	363,559	22.3%
30	山梨県	826,579	183,124	22.2%
31	栃木県	1,965,516	433,993	22.1%
32	岡山県	1,903,627	418,450	22.0%
32	愛媛県	1,369,131	300,841	22.0%
34	福井県	780,053	167,957	21.5%
35	北海道	5,267,762	1,116,158	21.2%
36	和歌山県	954,258	200,719	21.0%
37	秋田県	985,416	206,407	20.9%
38	岩手県	1,235,517	257,059	20.8%
39	福島県	1,881,981	389,080	20.7%
40	青森県	1,275,783	262,226	20.6%
41	岐阜県	2,032,490	414,923	20.4%
42	沖縄県	1,481,547	292,756	19.8%
43	長野県	2,087,307	408,122	19.6%
44	群馬県	1,969,439	382,073	19.4%
45	山形県	1,082,296	207,397	19.2%
46	新潟県	2,236,042	411,711	18.4%
47	高知県	709,230	119,991	16.9%
	全国	127,138,033	30,765,617	24.2%

マイナンバーカード普及促進への主な取組

1. カードの申請促進のための広報等

- マイナポイント事業の実施【最大5,000ポイントを付与。令和3年3月末までにカードを申請した者まで対象を拡充】
 - カード未取得者へのQRコード付き交付申請書の送付【令和3年3月までに約8,000万枚送付】
 - TVCMの追加実施や商業施設等での申請受付キャンペーンの展開【令和2年度第3次補正予算額(案)108.2億円など】
 - 武田大臣をはじめ、副大臣、政務官、事務方による各種団体や民間企業へのカード普及の働きかけを実施
- ※ このほか、内閣府などにおいて、マイナンバーカードの健康保険証利用に向けた広報を実施

2. 市区町村の交付円滑化計画の改訂・強化

- 出張申請受付等の積極的な実施や臨時交付窓口の設置、土日・夜間開庁のさらなる実施など
交付円滑化計画の改訂・強化を要請【10月27日に総務大臣から都道府県知事・市区町村長に書簡を发出】
- 市区町村の交付窓口・人員増などについて、個人番号カード交付事務費補助金により支援
臨時交付窓口の設置補助を増額、出張申請受付の際の宣伝費用や集客に要する経費を補助対象に追加
【令和2年度第3次補正予算額(案)783.3億円:令和3年度予算額(案):592.6億円】

3. カードの利便性の向上

- デジタル・ガバメント実行計画に基づき、カードの利便性の向上のため、「郵便局での電子証明書の発行・更新等」「マイナンバーカード機能のスマートフォンへの搭載」などの実現に向け、次期通常国会で所要の改正法案を提出予定【デジタル・ガバメント実行計画に盛り込まれた工程表に基づき実施】

QRコード付き申請書の具体的な送付スケジュール

○ カード未取得者約8,000万人に対し、令和2年12月～令和3年3月までに分割して発送。

スケジュール	第1回送付 (先行配付)	第2回送付	第3回送付	第4回送付	第5回送付
申請書発送日(予定)	2020/11/28	2020/12/30 ～2021/1/18	2021/1/21 ～2021/2/1	2021/2/4 ～2021/2/12	2021/2/13 ～2021/2/19
発送枚数	約1.3万枚 東京都文京区 兵庫県神戸市 熊本県熊本市 宮崎県宮崎市 宮崎県延岡市	約900万枚	約900万枚	約1,000万枚	約1,000万枚

スケジュール	第6回送付	第7回送付	第8回送付	第9回送付	第10回送付
申請書発送日(予定)	2021/2/19 ～2021/2/26	2021/2/26 ～2021/3/6	2021/3/6 ～2021/3/16	2021/3/12 ～2021/3/17	予備
発送枚数	約1,000万枚	約1,000万枚	約1,000万枚	約1,000万枚	

※送付済申請書数に対する申請率:約1.6%(令和3年1月19日現在)

令和2年度分個人番号カード交付事務費補助金関係スケジュール（想定）

【想定スケジュール】



○ 今年度も昨年同様、4月上旬（4月5日予定）に総務省から都道府県に対し、域内市区町村の補助予定額を連絡する。

（都道府県担当課への依頼事項）

- 上記①所要見込額等調においては、報告数値が交付決定額、さらには補助金額にも反映されるため、令和3年1月から3月の見込額も含め、計上もれがないよう、市区町村に注意喚起いただきたい。
- 上記③所要額確定報告においては、①所要見込額等調の報告数値と比較し、大幅な増減がある市区町村については、その理由を確認し、必要に応じ修正した上で回答いただきたい。

個人番号カード交付事務費補助金の補助対象経費と予算額の推移

○現行の補助対象経費

- ① 個人番号カード交付のための人件費 ※個人番号カード交付事務のために増加した経費に限る
- ② 申請時来庁方式、出張申請受付方式及び申請サポート方式による交付のための経費
⇒ 旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費(タブレット端末、モバイルプリンター、タブレット用ウェブカメラ等)
- ③ 臨時交付窓口設置に係る経費
⇒ 旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料
- ④ 交付予約のためのサイト及び電話窓口等に係る経費
⇒ 需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料
- ⑤ 個人番号カードの交付に用いる統合端末等に係る経費
⇒ 需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料
- ⑥ 個人番号カードの申請書等の作成及び個人番号カード交付通知書とあわせて関係書類を作成・送付するための対応経費
⇒ 需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)
- ⑦ 照会回答書の印刷及び郵送に係る経費
⇒ 需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)
- ⑧ DV被害者・震災避難者のための対応経費
⇒ 需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)

○個人番号カード交付事務費補助金の予算額の推移

(単位:億円)

年度	H27	H28	H29	H30	H31/R1 当初	H31/R1 補正	R2当初	R2補正(案)	R3(案)
金額	105.1	21.7	16.7	70.5	61.1	64.4	609.9	783.3	592.6

合計で1,375.9億円を確保

個人番号カード交付事務費補助金要綱の改正（案）について

- 個人番号カード交付事務費補助金要綱（以下、「要綱」という。）について、地方公共団体からの要望を踏まえ、更なる申請促進や交付円滑化を図るため、新たに以下の経費を補助対象に追加する。

令和2年度3次補正予算(案)に関する改正項目

○ 「申請時来庁方式、出張申請受付方式及び申請サポート方式による交付のための経費」の**拡充**

- ・出張申請受付及び申請サポート（庁舎外でサポートした場合に限る）等に関し、宣伝費用や、集客に要する経費を補助対象に追加。各市町村における1申請に対する単価設定については、土日・夜間開庁やコンビニ交付の手数料引下げ等、カードの交付推進に係る取組の実施状況に応じて、設定する。
- ・タブレット端末：3万円⇒6万円へ、モバイルプリンター1.5万円⇒2.5万円へ上限額を拡充。
- ・外部委託するための費目として「委託料」を追加。

○ 「交付予約のためのサイト及び電話窓口等に係る経費」の**拡充**

- ・Excel等で行っている管理簿の作成・運用を効率化できる交付管理システムに係る導入・運用経費を補助対象に追加。
- ・交付管理システムに用いるスキャナーを備品購入費として対象に追加。

○ 「個人番号カードの申請書等の作成及び個人番号カード交付通知書とあわせて関係書類を作成・送付するための対応経費」の**拡充**

- ・個人番号カードの申請書等は、作成に係る経費のみを補助対象としていたところ、「通知カードの発行手続等の廃止後における既存通知カード等の取扱いについて」（令和2年5月15日付け総行住第89号）の通知を踏まえ、送付するための経費（郵送費）を補助対象に追加。

○ 「交付事務の効率化のための個人番号カードの券面記載事項の変更に係る経費」の**新設**

- ・券面記載事項の変更のために必要な備品購入費（プリンターに限る）、需用費（消耗品費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料を補助対象とする。

○ 「交付までの間、個人番号カードを適切に保管するための経費」の**新設**

- ・自治体に納品される個人番号カードの納品数が増加していることに鑑み、交付までの間、個人番号カードを保管するために必要な備品購入費（保管庫に限る）、委託料、使用料及び賃借料を補助対象とする。

令和3年度当初予算(案)に関する改正項目

○ **統合端末に係る経費の期限について延長**

○ **郵便局における電子証明書の発行・更新に関する経費の新設**

- ・電子証明書の発行・更新事務を郵便局に委託する際に要する需用費、役務費、委託料、使用料を対象とする。

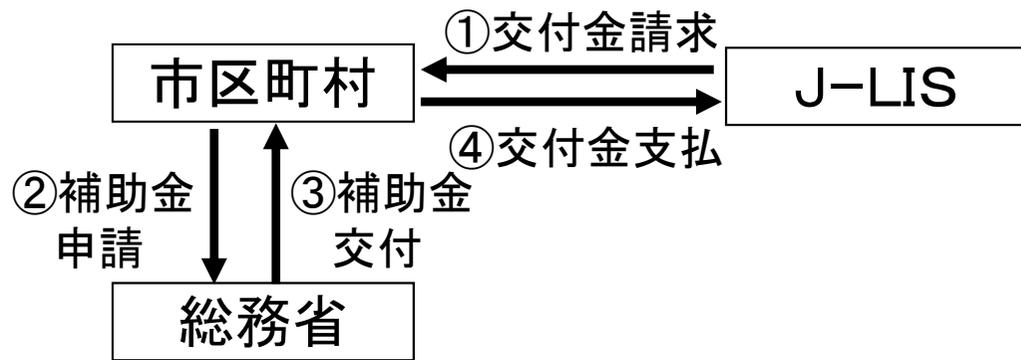
個人番号カード交付事業費補助金等の交付方法について

- 個人番号カード事業費補助金は、市区町村が、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に委託した個人番号通知書・個人番号カード関連事務等に要する費用に相当する金額を、J-LISに対して交付する交付金に対して補助するもの。
- 令和3年度からは、カード管理システム等に係る経費(国負担分)については、国の業務システムを一括して統括・監理するデジタル庁に予算計上し、デジタル庁から直接J-LISへ支出することとなっている。
- これに合わせ、引き続き、J-LISが市区町村からの委任を受けて行う、システム経費以外の経費に要する費用についても、総務省からJ-LISへ直接補助することとする。

【カード管理システム等に係る経費に対する資金の流れ】

(国の令和2年度予算まで)

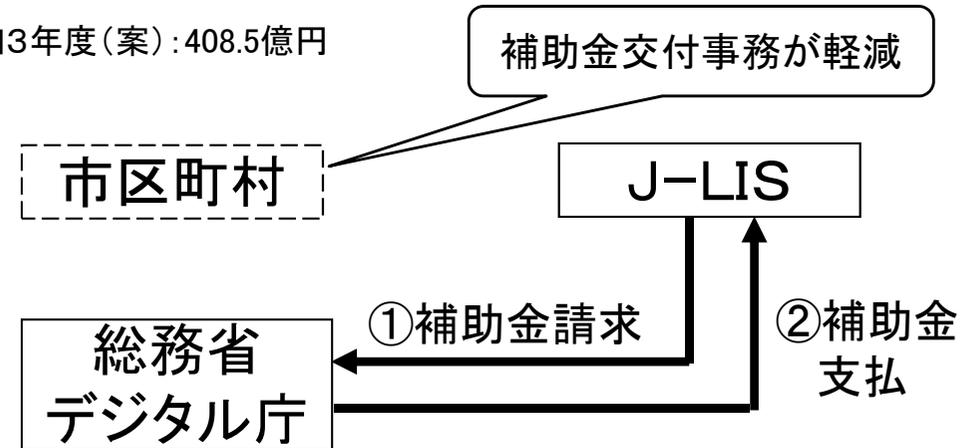
令和2年度当初:755.6億円 令和2年度第3次補正(案):110.6億円



市区町村: 予算計上が必要

(国の令和3年度予算から)

令和3年度(案):408.5億円



市区町村: 予算計上が不要(※)

(※)ただし、国の令和2年度予算の未執行額等(第3次補正予算額(案)も含む)の繰越分については、市区町村の令和3年度予算を通じてJ-LISに交付することとなるため、当該部分については、市区町村の令和3年度予算への交付金計上が必要。

予算計上額については、J-LISから各市区町村に通知する金額を参考に計上いただきたい。

マイナンバーカード交付時の本人確認書類等

令和2年12月28日改正

	交付申請者本人が出頭する場合	代理人に対する交付の場合	
	交付申請者の本人確認書類	代理人の本人確認書類	交付申請者の本人確認書類
A	以下の①及び②の措置を実施 ①本人確認書類 甲（※1）の提示 ②暗証番号の入力、ICチップの中身の確認又は 住民基本台帳の情報に基づく聴聞	同左	以下に掲げる書類を2点以上提示 （うち①に掲げる書類を1点以上） ①本人確認書類 甲 ②本人確認書類 乙（写真付きのものに限る。）
B	本人確認書類 甲 2点の提示	同左	以下の①及び②の書類を提示 ①本人確認書類 甲 ②本人確認書類 乙
C	以下の①及び②の書類を提示 ①本人確認書類 甲 ②本人確認書類 乙（※2）	同左	以下の①及び②の書類を提示 ①本人確認書類 乙（写真付きのものに限る） ② ①以外の本人確認書類 乙 2点
D	以下の①及び②又は③の書類を提示 ①照会回答書（交付通知書） ②本人確認書類 甲 ③本人確認書類 乙 2点	/	
E	以下の①、②、③及び④の措置を実施 ①照会回答書（交付通知書）の提示 ②住民基本台帳の情報に基づく聴聞 ③本人確認書類 乙の提示 ④租税や社会保険料、公共料金の領収証書（※3・4）の提示		

（※1）本人確認書類 甲

- ・個人番号カード ・住民基本台帳カード ・運転免許証 ・運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの） ・旅券 ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ・一時庇護許可書又は仮滞在許可書

（※2）本人確認書類 乙の例

- ・各種資格証（電気工事士免状、無線従事者免許証等） ・船員手帳、戦傷病者手帳、 ・官公署がその職員に対して発行した身分証明書 ・敬老手帳
- ・生活保護受給者証 ・健康保険又は介護保険の被保険者証 ・医療受給者証 ・各種年金証書 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 ・母子健康手帳
- ・子ども医療費受給者証等 ・住民名義の預金通帳 ・民間企業の社員証 ・学生証 ・学校名が記載された各種書類等
- ・**病院長又は施設長が交付申請者の顔写真を証明した書類** ・**法定代理人が交付申請者（15歳未満の者に限る）の顔写真を証明した書類**

（※3）租税や社会保険料、公共料金の領収証書

- ・国税又は地方税の領収証書又は納税証明書 ・健康保険料、介護保険料、労働保険料等の領収証書
- ・公共料金（電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるもの（固定電話、NHKの受信料等）に係る料金をいう。）の領収証書等

（※4）交付申請者又は交付申請者同一の世帯に属する者に係る住民票に記載されている氏名及び住所の記載並びに領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が本人確認の措置をとる日前3月以内であるもの

代理人がマイナンバーカードの交付を受ける際の本人確認書類の拡充

市区町村から寄せられたカードの代理人交付にあたっての要望

- マイナンバーカードの代理人交付にあたって、代理人は自身の本人確認書類に加え、申請者本人の運転免許証や旅券などの顔写真付きの本人確認書類を少なくとも1点持参する必要がある。
- しかしながら、施設に入所している高齢者や15歳未満の者は、顔写真付きの本人確認書類を所持していない場合が多く、代理人によるカード交付ができない。



要望を踏まえた対応

昨年12月28日に、
個人番号カードの交付等に関する事務処理要領（平成27年9月29日付け総行住第137号通知）を改正し、

- ・ 施設入所者については、病院長又は施設長が、
- ・ 15歳未満の者については、法定代理人が、

交付申請者の顔写真を証明した書類を顔写真付きの本人確認書類として利用可能に。

(参考：事務処理要領改正後) 施設入所者・15歳未満の者の代理人がマイナンバーカードの交付を受ける際に必要な書類

- ① 交付申請者の出頭が困難であることを疎明する資料（例：入所証明書）
- ② 委任状（例：交付通知書は委任状を兼ねている）
- ③ 交付申請者（施設入所者・15歳未満の者）の本人確認書類
→ 原則として、運転免許証等の写真付き本人確認書類及び健康保険証等の本人確認書類
運転免許証等を保有していない場合には、
写真付き本人確認書類（※）及び健康保険証等の本人確認書類2点でも可能。
※施設入所者については病院長又は施設長が、15歳未満の者については法定代理人が、写真を証明した書類でも可
- ④ 代理人の本人確認書類
マイナンバーカードや運転免許証等の写真付き本人確認書類等

(例) 施設長が入所者の顔写真を証明する場合の様式

個人番号カード顔写真証明書				別紙様式第1
△△△△長 様				令和 年 月 日
(申請者本人)				申請者本人の 顔写真貼付欄
氏名				
住所				
生年月日	性別	男・女		
電話番号				
私は、上記個人番号カード交付申請者が、貼付した写真の者と同一人物であることを証明します。				
(施設長記載)				
施設名				
施設の住所				
氏名				
電話番号				

マイナンバーカード・公的個人認証の海外継続利用に要する経費

○ デジタル手続法による改正後の住民基本台帳法等に基づき、国外転出後も利用可能な「戸籍の附票」を個人認証の基盤として活用し、国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証(電子証明書)の利用を実現するため、必要となるシステム改修を行う。

【R2予算:267.1億円】

- ・地方公共団体情報システム機構のシステム改修等の委託費 <104.5億円 (うちR2第3次補正20.1億円)>
- ・市区町村のシステム改修等の補助金※ <162.6億円 (うちR2第3次補正12.1億円)>

※原則として、令和2年度中に改修を完了することとしているが、やむを得ない事情により令和2年度中の改修が見込めない団体については、今後、予算の繰越手続を進める。各市区町村においても、予算・契約上等の必要な手続を実施する。

令和2年度中に改修が完了する団体

2月中旬	変更交付決定額の通知
3月下旬	実績報告書手続き依頼
4月から5月	補助金額確定・精算払(支払い)

予算の繰越をする団体

2月中旬	変更交付決定額の通知
	国予算繰越手続き(県等通じ)
3月下旬	概算払手続き依頼
	年度報告書、遅延報告提出依頼
4月から5月	概算払(支払い)

【R3予算案:49.6億円】

- ・地方公共団体情報システム機構のシステム改修等の委託費

【主な事業内容】

- 国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証(電子証明書)の利用の実現
 - ・ 戸籍の附票への性別・生年月日・住民票コードの追加
 - ・ 附票を基盤としたネットワークシステムの設計・構築
 - ・ 附票本人確認情報※の保存、提供等
 - ・ 国外転出者のマイナンバーカード・公的個人認証(電子証明書)の発行、失効等

※ 戸籍の附票に記載されている氏名、性別、生年月日、住所、住民票コード等。本籍地市町村から都道府県へ、都道府県からJ-LISに通知される。

D V等支援措置に関する適正な事務執行の徹底に関する最近の要請

<最近の事案>

支援対象者(DV等被害者)の
転出届の受理通知を
加害者へ誤送付

支援対象者の住民票の写しを
加害者へ誤交付

支援対象者の戸籍の附票の写しを
加害者へ誤交付

当初受付市区町村が支援措置情報を
連絡し忘れたため、本籍地市区町村
が支援対象者の戸籍の附票の写しを
加害者へ誤交付

加害者の依頼を受けた弁護士に対し、
支援対象者の住民票の写しを誤交付

転送受付市区町村において、支援措
置情報が関係部局と共有されなかつ
たため、支援対象者の現住所の情報
が書かれた証明書を加害者へ誤交付

デジタル手続法を受け、5年超保存除
票の写しの交付開始に備え、支援措
置情報の確実な把握が必要

<要請等>

平成26年 6月25日	支援措置に関する 事務の適正な執行の徹底 や以下の 留意点を踏まえ再点検の実施と必要な対策を講じることを全自治体に通知 ・支援措置責任者の設置・明確化 ・支援措置責任者への確認の徹底 ・交付制限の解除権限の限定 ・マニュアルの改善 ・チェック方法の改善 ・他部局との情報連携の改善
同日	都道府県担当者を集めた説明会において、 市区町村における 適正な事務処理の徹底等を要請
7～8月	各都道府県で開催される市区町村住基担当者向け 説明会 で、 適正な事務処理の徹底等を要請
9月10日	支援措置に関する 事務の適正な執行の徹底 や以下の 留意点を踏まえ再点検の実施と必要な対策を講じることを全自治体に通知 ・閲覧・交付請求者の本人確認等の徹底 ・支援措置責任者への確認等の徹底 ・人事異動後等における適正な事務の執行の確保
平成27年 9月4日	支援措置に関する 事務の適正な執行の徹底 や以下の 留意点を踏まえ再点検の実施と必要な対策を講じることを全自治体に通知 ・情報連携・連絡等に関する徹底 ・事務処理の確認に関する徹底
平成30年 3月28日	弁護士等から加害者の代理人として又は加害者が依頼した事件等の特定事務受任者として住民票の写し等の交付等の申出があった場合には、 加害者から本人からの申出があったものとみなし、申出を拒否する取扱いとすべき旨を全自治体に通知
平成30年 12月3日	裁判所に提出する必要があるとの理由により被害者に係る住民票の写し等の交付の請求又は申出があった場合には、加害者には交付せず、 裁判所からの調査囑託に基づき、裁判所に交付する方法によることを全自治体に通知
令和元年 6月27日	支援措置に関する 事務の適正な執行の徹底 や支援措置状況を共有すべき庁内の関係部局を改めて確認し、連携を図るなど、 事務処理状況等を再点検の上、必要な対策を講じることを全自治体に通知
令和元年 10月18日	当初受付市区町村は、DV等支援措置申出者からの申出に基づき、 DV等支援措置情報 を関係市区町村に対し、 速やかに転送すること や、転送受付市区町村は、 転送されたDV等支援措置情報を1年間保存することを全自治体に通知

デジタル改革関連法案の全体像

- ✓ 流通する**データの多様化・大容量化**が進展し、**データの活用が不可欠**
- ✓ 悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大

- ✓ 新型コロナウイルス対応において**デジタル化の遅れ**が顕在化
- ✓ 少子高齢化や自然災害などの**社会的な課題解決のためにデータ活用が緊要**

デジタル社会形成基本法案（仮称）※IT基本法は廃止

- ✓ 「**デジタル社会**」の形成による我が国**経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現**等を目的とする
- ✓ デジタル社会の形成に関し、**基本理念**及び施策の策定に係る**基本方針**、国、地方公共団体及び事業者の**責務**、**デジタル庁**の設置並びに**重点計画**の策定について規定

〔IT基本法との相違点〕

- ・ 高度情報通信ネットワーク社会 → **データ利活用**により発展するデジタル社会
- ・ ネットワークの充実+国民の**利便性**向上を図る**データ利活用**（基本理念・基本方針）
- ・ デジタル庁の設置（IT本部は廃止）

⇒デジタル社会を形成するための基本原則（10原則）の要素も取り込んだうえで、デジタル社会の形成の**基本的枠組み**を明らかにし、これに基づき施策を推進

デジタル庁設置法案（仮称）

- ✓ **強力な総合調整機能（勸告権等）**を有する組織。基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備
- ✓ 国の**情報システム**、**地方共通のデジタル基盤**、**マイナンバー**、**データ利活用**等の業務を強力に推進
- ✓ **内閣直属の組織（長は内閣総理大臣）**。**デジタル大臣（仮称）**のほか、特別職の**デジタル監（仮称）**等を置く

⇒**デジタル社会の形成に関する司令塔**として、**行政の縦割りを打破**し、行政サービスを抜本的に向上

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案（仮称）

- ✓ **個人情報関係3法を1本の法律に統合**するとともに、地方公共団体の制度についても**全国的な共通ルール**を設定、所管を**個人情報委に一元化**（個人情報保護法改正等）
- ✓ **医師免許等の国家資格**に関する事務への**マイナンバー**の利用の範囲の拡大（マイナンバー法等改正）
- ✓ **郵便局**での電子証明書の発行・更新等の可能性（郵便局事務取扱法改正）
- ✓ 本人同意に基づく署名検証者への**基本4情報の提供**、電子証明書の**スマートフォンへの搭載**（公的個人認証法改正）
- ✓ 転入地への**転出届に関する情報の事前通知**（住民基本台帳法改正）
- ✓ **マイナンバーカード**の発行・運営体制の抜本的強化（マイナンバー法、J-LIS法改正）

⇒官民や地域の枠を超えた**データ利活用**の推進、**マイナンバーの情報連携**促進、**マイナンバーカード**の利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、**押印等を求める手続の見直し**等による国民の手続負担の軽減等

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案（仮称）

- ✓ **希望者**において、**マイナポータル**からの登録及び**金融機関窓口**からの口座登録ができるようにする
 - ✓ **緊急時の給付金や児童手当**などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とする
- ⇒国民にとって**申請手続の簡素化・給付の迅速化**

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案（仮称）

- ✓ **本人の同意**を前提とし、一度に**複数の預貯金口座への付番**が行える仕組みや、**マイナポータルからも登録**できる仕組みを創設
 - ✓ **相続時や災害時**において、**預貯金口座の所在を国民が確認**できる仕組みを創設
- ⇒国民にとって**相続時や災害時の手続負担の軽減**等の実現

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案（仮称）

- ✓ 地方公共団体の基幹系情報システムについて、**国が基準を策定し、当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組み**を構築
- ⇒地方公共団体の**行政運営の効率化・住民の利便性向上**等

郵便局において取り扱わせることが可能な事務の拡大

- 令和2年の地方分権提案において、長野県泰阜村等から郵便局で取り扱わせることができる自治体事務の拡大について要望があったところ、当該事務に転出届の受付・印鑑登録の廃止申請の受付等の事務を追加する予定。
- 令和2年12月18日、地方分権改革推進本部を開催し、同日、対応方針を閣議決定。
- 令和3年通常国会において、第11次地方分権一括法(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律)の一部として郵便局事務取扱法を改正予定。

※ 施行期日:公布の日

◇「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和2年12月18日閣議決定) ※ 関係部分抜粋

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平13法120)

【総務省関係】

(i) 以下に掲げる地方公共団体の事務については、地方公共団体が指定する郵便局において取り扱わせることができる事務(2条)に追加する。

① 転出届(住民基本台帳法(昭42法81)24条)の受付及び転出証明書(住民基本台帳法施行令(昭42政令292)23条1項)の引渡し

② 印鑑登録の廃止申請(印鑑登録証明事務処理要領(昭49自治省行政局振興課長)第5の1)の受付

(③、④ 略)

(ii) 上記①及び②並びに納税証明書の交付の請求の受付等(2条2号から5号)の事務については、代理人による届出の受付等の取扱いを可能とし、その旨を、上記①及び②については地方公共団体が指定する郵便局において取り扱わせることができる事務(2条)の追加に係る見直しに合わせて、納税証明書の交付の請求の受付等の事務については令和2年度中に、それぞれ地方公共団体に通知する。

(iii) 市区町村の職員による対面の本人確認等が必要な窓口業務について、行政手続のデジタル化の観点や郵便局を活用した住民サービスの在り方に関する検討等を踏まえつつ、郵便局におけるワンストップサービスに資する運用を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【法務省関係】

代理人による戸籍謄本等の交付の請求の受付等(2条1号)については、郵便局における取扱いを可能とし、その旨を地方公共団体に令和2年度中に通知する。

參考資料

郵便局における電子証明書の発行・更新等関係 改正概要

改正の背景

- 電子証明書の発行・更新、暗証番号の初期化(ロック解除)・再設定が可能な場所の充実に対するニーズが高まっている。
- これを受け、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ報告」において、郵便局においてマイナンバーカードの電子証明書の発行・更新等を可能とすることとされた。

郵便局事務取扱法の一部改正

郵便局事務取扱法の概要

1. 法律の趣旨
郵便局において、住民票の写し等の交付に係る事務を取り扱わせることができるようするための指定手続や当該事務の適正な執行かつ確保のための措置等を定めているもの。
2. 郵便局取扱事務
地方公共団体が指定した郵便局は、以下の5つの証明書等に係る事務が可能。
① 戸籍・除籍の謄本、抄本、記載事項証明書等、② (地方税の) 納税証明書、
③ 住民票の写し及び住民票記載事項証明書、④ 戸籍の附票の写し、⑤ 印鑑登録証明書
⇒ **本改正において、郵便局取扱事務に「電子証明書の発行・更新等に係る事務」を追加**
3. 地方公共団体において必要な手続
郵便局の指定に当たり、あらかじめ、①日本郵便株式会社に協議、②地方公共団体の議会の議決、が必要。
4. 報告の請求・秘密保持義務等
・ 地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、日本郵便株式会社に対し、報告請求や指示が可能。
また、一定の場合には、指定した郵便局に対し、指定の取消し等が可能。
・ 指定を受けた郵便局の職員又はこれらの職にあつた者は、郵便局取扱事務に関し秘密保持義務が課される。
・ 郵便局取扱事務に従事する職員は、罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなされる。

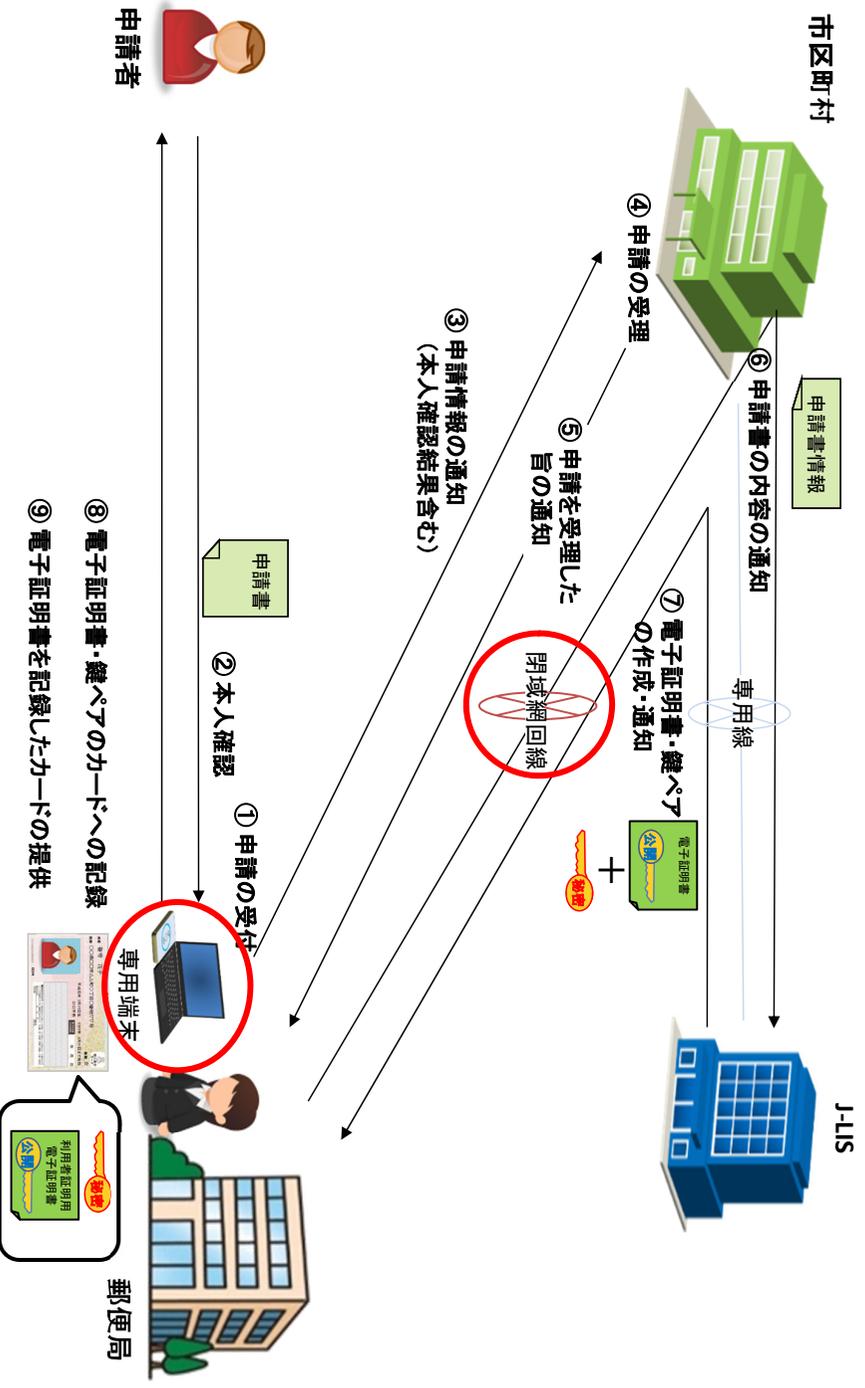
⇨ 市区町村が指定した郵便局窓口においても、電子証明書の発行・更新等※が可能に

※ 法律規定事項ではないが、本改正にあわせ、電子証明書の暗証番号の初期化(ロック解除)・再設定も可能となる。

施行期日：公布の日

【参考：郵便局で電子証明書の発行を行う場合の事務フローのイメージ】

※ 今後日本郵便株式会社と調整



※⑥、⑦の事務については、郵便局に設置する専用端末から市区町村CSを経由してJ-LISと郵便局の間でデータの送受信を行うことを想定。

郵便局への委託に際して市区町村において必要な手続（改正法施行後）について

※今後日本郵便株式会社と調整

- 日本郵便株式会社との協議
- 専用端末及び閉域網回線の整備
 - 市区町村のサーバーと接続する郵便局専用端末の設置、市区町村のサーバーと専用端末をIP-VPN等の閉域網回線で結ぶことが必要。このために市区町村において、予算措置が必要。なお、調達に一定の時間を要することに留意する必要がある。
 - ⇒ 必要となる経費については、令和3年度の個人番号カード事務費補助金の対象とする予定。
- 議会の議決
- 事務を取り扱わせる郵便局の指定
- 指定した郵便局の名称・取扱事務・期間の周知

【参考】発生する費用イメージ

今後日本郵便株式会社と調整

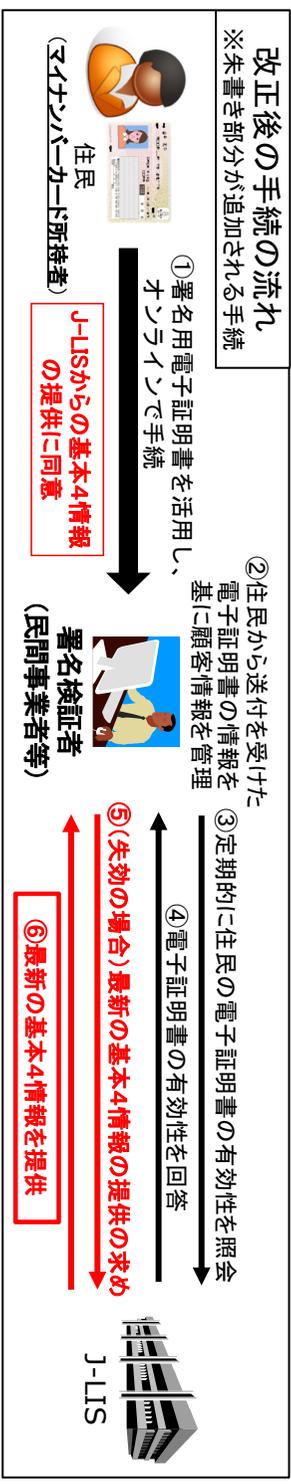
- 主に以下のような郵便局への事務委託費、機能が制限された統合端末や閉域網回線に係る費用が発生する見込み。
 - (1) 事務実施委託料
 - 当該年度に郵便局において行った電子証明書関係手続件数に応じた負担や固定的な費用等を想定。
 - (2) 専用端末にかかるとの経費
 - 郵便局に設置する端末のリース代。（1台あたり約10万円）
 - なお、郵便局1局あたり1台の設置を想定。
 - (3) 閉域網回線にかかるとの経費
 - 市区町村と郵便局との間を接続する閉域網回線の導入及び維持管理にかかるとの経費
 - 郵便局：1ヶ所あたり約58万円
 - 市区町村：1市区町村あたり約74万円（1Mbps）（※1）
 - （※1）域内の郵便局数が多い市区町村においては、5Mbpsや10Mbpsの回線が必要となる可能性があるが、経費の目安はそれぞれ、5M：約92万円、10M：約106万円。
 - なお、議会の議決を経る必要があるため、早くとも7月頃の開始となること想定されるため、維持管理経費については9ヶ月分で見込んでいる。
 - これらの経費については、マイナンバーカード事務費補助金の対象経費とする予定。
- ※カード事務費補助金交付要綱を今年度末に改正予定。

改正の背景

- 公的個人認証サービスにおいては、署名用電子証明書を利用する民間事業者等（署名検証者）は、署名用電子証明書の有効性のみを地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に確認する仕組みであるが、住所変更等により署名用電子証明書が更新された住民について、当該住民の最新の住所情報等を取得することへのニーズが高まっている。
- これを受け、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ報告書」において、本人同意に基づき基本4情報を署名検証者に提供する仕組みを構築し、令和4年度にサービスを開始することを目指すとされた。

公的個人認証法の一部改正

- 署名検証者（民間事業者等）の求めがあった場合で、本人の同意があるときは、J-LISは、最新の基本4情報（氏名、生年月日、性別及び住所）の提供を行う。
- 署名検証者は、受領した基本4情報について、安全確保措置を講じるとともに、目的外利用・提供の制限が課される。



改正の効果

- 署名検証者においては、直接本人に照会することなく、住民の最新の住所情報等を取得することが可能に。
- 住民においては、個々の署名検証者に対する住所等の変更手続が不要に。

電子証明書のスマートフォンへの搭載関係 改正概要

改正の背景

- 現状、マイナンバーカードを用いて行政手続等を行うためには、マイナンバーカードをスマートフォンにかざして行うことが必要だが、マイナンバーカードをかざすことなくスマートフォンのみで手続を行うことへのニーズが高まっている。
- これを受け、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ報告書」において、令和4年度中に、マイナンバーカードの機能(電子証明書)のスマートフォンへの搭載の実現を目指すこととされた。

公的個人認証法の一部改正

電子証明書のスマートフォンへの搭載を可能とし、スマートフォンのみで手続を行うことが可能に

1. 電子証明書の発行要件及び搭載方法
 - スマートフォンに搭載する電子証明書として「移動端末設備用電子証明書」を創設。
 - ・ 1人につき、署名用・利用者証明用1つずつ発行可能。
 - ・ 申請者は、マイナンバーカードの署名用電子証明書を用いて、オンラインで発行申請。
 - ・ 電子証明書、秘密鍵・公開鍵（鍵ペア）等を保存する電磁的記録媒体のセキュリティに係る基準は告示で規定。



2. 個人番号カード用電子証明書との関係
 - 移動端末設備用電子証明書は個人番号カード用電子証明書と紐付けて管理。
 - ・ 有効期間は、紐付けられる個人番号カード用電子証明書と同一、失効した場合には連動して失効。
 - 移動端末設備用電子証明書には、個人番号カード用電子証明書との識別が可能となる措置を講じる。
3. 失効管理及び不正利用に対する対策
 - 機種変更、譲渡、売買等を想定し、使用者に失効申請（オンライン）を求める規定を整備する。
 - ・ スマートフォン等を紛失した場合にはコールセンターへの連絡により一時保留可能とする運用とする。
 - ・ 失効申請が適切になされない場合も想定し、重層的な措置を講じる。

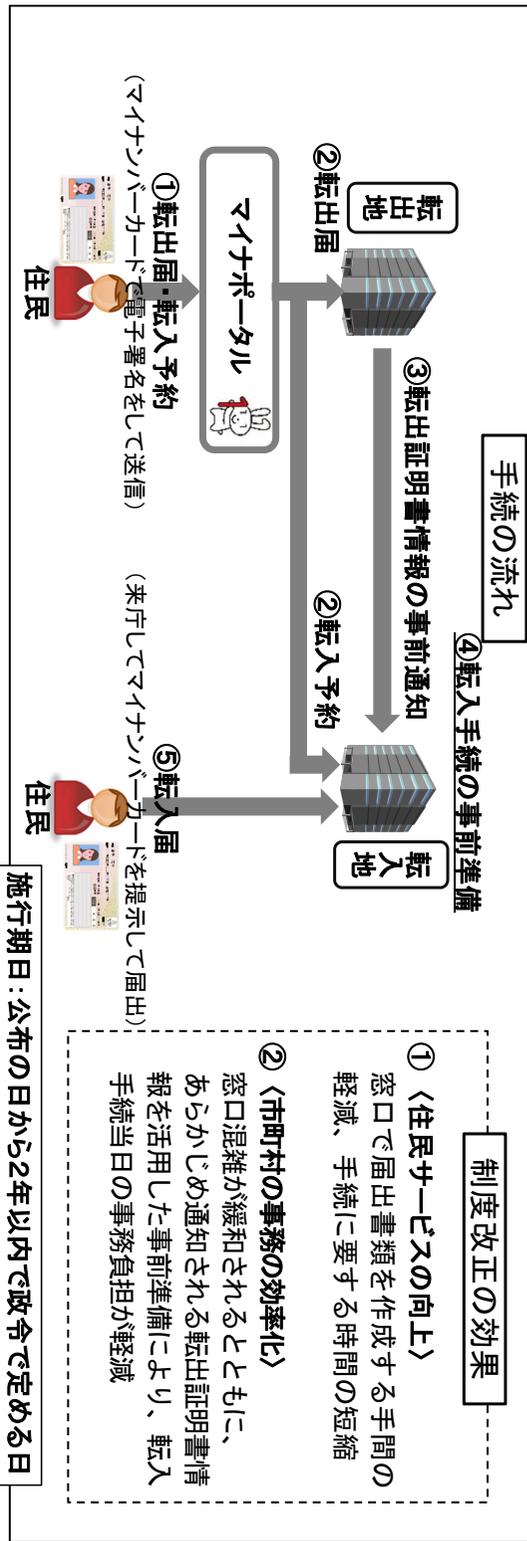
改正の背景

- 住民基本台帳制度における転出・転入手続に当たっては、転出地市区町村で転出証明書を受け取り、転入地市区町村で転入届とともに提出する必要があるが^(※)、住民の来庁負担の軽減や転入時における住民登録及び住民登録に関連する一連の事務(国民健康保険、児童手当など)の処理に多くの時間を要している。

※ 現行法上、マイナンバーカード所持者が手続を行う場合には、転出証明書は不要。

住民基本台帳法の一部改正

マイナンバーカード所持者が行う転出・転入手続について、転出地市区町村から転入地市区町村にあらかじめ転出証明書情報(氏名、生年月日、続柄、個人番号、転出先、転出の予定年月日など)を通知することで、転入時における住民登録及び住民登録に関連する一連の事務の処理に要する時間を短縮



マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化関係 改正概要

改正の背景

- マイナンバーカード・電子証明書は、デジタル政府・社会を支える基盤となるものであり、国の責任において、システムの安定性をさらに高めていく必要。
- 「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(令和2年12月25日閣議決定)等において、現在、市区町村からの委託を受けてマイナンバーカードを発行している地方公共団体情報システム機構(J-LIS)を、地方共同法人から国と地方公共団体が共同で管理する法人へ転換し、国のガバナンスを抜本的に強化することとされた。

番号法の一部改正

- J-LISをマイナンバーカードを発行する主体として明確に位置付け。
- マイナンバーカードや電子証明書に関する事務(個人番号カード関係事務)について、主務大臣が目標設定、計画認可、実績評価等を行う。
 - ・ 主務大臣は、実績評価の結果に基づき必要があると認めるときは、個人番号カード関係事務について、改善措置命令を行い、命令違反の場合は、理事長の解任を求め、解任されない場合には主務大臣が直接解任。
- 国は、J-LISに対し、個人番号カード関係事務に係る財源措置を行う。

J-LIS法の一部改正

- 理事長の任命や予算の議決等を行う代表者会議の委員に主務大臣又はその指定する職員を加える。
- 理事長・監事の任免は主務大臣が認可。
- デジタル基盤改革支援基金の設置・区分経理等の規定を整備。

公的個人認証法の一部改正

- 電子証明書の発行に係る市町村の事務を法定受託事務化。



J-LISを国と地方公共団体が共同で管理する法人へ転換。マイナンバーカード・電子証明書に関する事務について、国の関与と責任を明確化。

施行期日: 令和3年9月1日

- 【現状】
- 特別定額給付金のオンライン申請の開始時に、署名用電子証明書（6桁～16桁の暗証番号が必要）の発行・更新、暗証番号の初期化（ロック解除）が急増し、市町村の窓口が一時的に大変混雑。
- （参考）マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて一課題の整理ー（抜粋）
- ・カードの発行・更新等が可能な場所（申請サポートを含む。）の充実（（中略）コンビニ（後略））
 - ・生体認証などの暗証番号に依存しない認証の仕組みの検討

【対応】

- セキュリティの観点を踏まえた上で、専用アプリにより、顔認証技術を活用した署名用電子証明書の暗証番号の初期化・再設定（ロック解除）をコンビニでできるようにする。

【暗証番号の初期化・再設定イメージ】



※ 顔認証は、一定の確率で他人を本人と誤認する可能性があるため、暗証番号入力と併用することで本人確認を実施。詳細なフローは検討中。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
スケジュール		システム設計・開発	コンビニでの暗証番号初期化・再設定（ロック解除）	